

## 第2種以上の電気主任技術者の選任に関するご相談窓口について

平成26年3月31日

電力安全課

再生可能エネルギー発電設備を設置される際は、規模によって電気主任技術者の選任等を行う必要があります。

その中で特に規模が大きな設備（主に発電出力5千kW以上）については、原則として設置者が第2種以上の電気主任技術者を選任する必要があります。

第2種以上の電気主任技術者の選任でお困りの場合は、以下の電気保安協会でご相談を承っておりますので、お気軽にご相談下さい。

一般財団法人関東電気保安協会  
営業本部営業部  
03(3988)2322(代表)

<http://www.kdh.or.jp/>

一般財団法人中部電気保安協会  
<太陽光に関する主任技術者>  
本店保安部太陽光プロジェクトチーム  
052(955)0804

<太陽光以外に関する主任技術者>  
本店保安部  
052(955)0789

<http://www.cdh.or.jp/>

一般財団法人関西電気保安協会  
営業本部 技術部 保安計画グループ  
06(6363)0731(代表)

<http://www.ksdh.or.jp/>